

【資料】

中国国家級貧困県医療機材整備計画
基本設計調査にかかる協議議事録

中国国家級貧困県医療機材整備計画（以下「本計画」と称す）に関する中華人民共和国政府からの無償資金協力要請に応じて、日本国政府は本計画の調査を決定し、これを受けて日本国国際協力事業団（以下「事業団」という）は、外務省経済協力局無償資金協力課下野博史を団長とする基本設計調査団を4月9日から5月13日までの間、現地に派遣した。

調査団は中華人民共和国政府関係者（以下「中国側」という）との協議及び当該施設等のサイト調査を実施した。

この協議とサイト調査の結果、別紙に記載された基本的事項について日中双方は、確認した。本議事録は、本文と付属書から構成され、日本文、中国文それぞれ2部作成し、日中双方の合意のもとに署名され、日中双方が各1組所有し、共に同等の効力を有するものである。

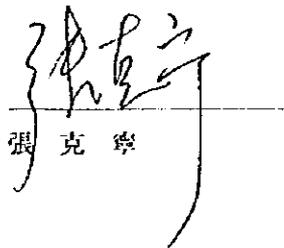
1998年4月24日
中華人民共和国北京市

日本国国際協力事業団
調査団
団長



下野 博史

中華人民共和国
對外經濟貿易合作部
國際經貿關係司
六処処長



張 克 寧

付属書

1. 目的

本計画の目的は、中国政府が定める国家級貧困県に位置する人民病院で今般早急に医療機材の整備を必要とする、広安県人民病院、儀隴県人民病院、麻栗坡県人民病院及び金平県人民病院に医療機材を調達することによって、地域住民の診断と治療に裨益する事を目的とし、ひいては同地域のレファラル体制の充実に寄与することである。

2. プロジェクトサイト

四川省の広安県人民病院、儀隴県人民病院及び雲南省の麻栗坡県人民病院、金平県人民病院の4ヶ所の医療施設。

3. 責任機関及び実施機関

責任機関 : 中華人民共和国対外経済貿易合作部

実施機関 : 四川省広安県人民病院、四川省儀隴県人民病院
雲南省麻栗坡県人民病院、雲南省金平県人民病院

4. 中国政府の要請機材

基本設計調査団との協議を通じて、中国側の要請は別添一1の機材表のとおり取りまとめられた。しかし、本計画の計画機材の品目・数量については最終的には日本における解析作業を考慮して決定される。

5. 機材選定基準及び優先度（別添一2）については双方の合意によるものである。

6. 日本の無償資金協力の仕組み

(1) 中国側は調査団の説明する別添一3に示した日本の無償資金協力の仕組みを理解した。

(2) 日本国政府による無償資金協力の実施にあたり、中国側は本計画を円滑に実施するため、別添一4に示された必要な措置を行う。

7. 中国側実施機関は、車両及び主要な医療機材について、プロジェクト実施以降年一回、使用状況調査票を作成し、日本側に提出する。調査票には機材に係る使用状況及び維持管理実績等を記入するものとする。対象機材、調査項目及び書式については日本側より基本設計概要説明時にこれを提示するものとする。

8. 調査の予定

調査団は基本設計概要書を作成し、事業団はこれを中国側に説明・協議するため1998年7月頃調査団を派遣する。

9. その他

(1) 中国側負担工事（プロジェクトサイトのインフラストラクチャー）

本計画に必要な周辺基盤（電力・水供給、排水、その他の施設）について機材据付以前に整備・提供し、現在新機材の設置予定場所にある機材を撤去すること。

(2) 調達機材の維持管理費

本計画の実施により調達される機材を有効に活用するために必要とされる維持管理経費を中国側で毎年確保し、診断及び治療機能の向上に努めること。

は

38

四川省 広安県人民病院 (345床)
(Guang An hospital)

Item No	要請機材内容	Description	Qty	Priority
1	X線診断装置 (500mA)透視型	Diagnostic X-ray unit with TV	1	B
2	自動生化学分析装置	Chemistry analyzer	1	C
3	Na / K 分析装置	Analyzer (Na-K)	1	A
4	超音波診断装置 (B型)	Ultrasound system(B mode)	1	A
5	電子内視鏡 (ワイヤ型)	Videocendoscopy	1	C
6	血液ガス分析装置	Blood gas analyzer	1	B
7	電気メス	Electric surgical unit	1	A
8	人工透析装置 (4人用) 水処理装置付き	Hemodialysis apparatus	1	C
9	頭蓋内圧測定装置	Intracranial pressure recording	1	C
10	中央患者監視装置	Central monitor	1	C
11	分娩監視装置	Fetal Actocardiographs	1	A
12	輸液ポンプ	Infusion pump	4	A
13	シリンジポンプ	Syringe infusion Pump	4	A
14	自動血球計数計	Blood cell counter	1	B
15	救急車 (4輪駆動)	Ambulance(4WD)	1	B
16	巡回診療車	Mobil clinic	1	C
17	歯科ユニット	Dental unit	1	A
18	麻酔機	Anesthesia Apparatus with ventilator	2	A
19	心電図4チャンネル	Electrocardiograph(4channels)	1	C
20	ファイバー気管支内視鏡	Bronchofiberscope	1	A
21	ファイバー胃用内視鏡、TV装置付	Gastrointestinal fiberscope with TV	1	B
22	手術灯	Operation light(ceiling type)	2	B
23	手術台	Operation table	2	B
24	人工呼吸器	Ventilator	2	B
25	患者監視装置	Bedside monitor	4	B
26	除細動装置 (ポータブル)	Difibrillator(portable)	2	B

H

30
N

四川省 儀龍縣人民病院 (240床)
(Yi Long Hospital)

Item No	要請機材内容	Description	Qty	Priority
1	中央患者監視装置	Central monitor	1	C
2	ファイバー気管支内視鏡	Bronchofiberscope	1	A
3	大腸ファイバースコープ	Colonofiberscope	1	C
4	腹腔鏡	Laparoscope	1	C
5	シリンジポンプ (冠動脈造影用)	Syringe Pump	1	C
6	救急車 (4輪駆動)	Ambulance(4WD)	1	A
7	巡回診療車	Mobil clinic	1	C
8	超音波診断装置 (カラードップラー)	Ultrasound system(color Doppler)	1	C
9	前立腺手術装置	Prostatic operation apparatus	1	C
10	鼻咽喉鏡	ENT Fiberscope	1	C
11	分娩監視装置	Fetal Actocardiographs	2	A
12	人工呼吸器	Ventilator	2	B
13	手術台 (汎用型)	Operation table	2	A
14	肺機能検査装置	Auto Spirometer	1	B
15	麻酔機	Anesthesia Apparatus with ventilator	1	A
16	除細動装置 (ポータブル)	Defibrillator(portable)	2	A
17	鼻腔鏡	Nasal scope	1	B
18	高速冷凍遠心器	High-speed Refrigerated Centrifuge	1	C
19	細菌自動判定培養装置 (インキュベーター)	Automatic bio-Incubator	1	C
20	超音波破砕器	Ultrasound destruction system	1	C
21	頭蓋内圧測定装置	Intracranial pressure recording	1	B
22	ホルター型心電解析装置	Holter Analyzer	1	C
23	歯科ユニット	Dental unit	1	A
24	教育用ビデオカメラ	Video camera for education	1	C
25	X線診断装置 (500mA)透視型	Diagnostic X-ray unit with TV	1	C
26	患者監視装置	Bedside monitor	3	B
27	超音波診断装置 (白/黒型) トリガー付き	Ultrasound system(B &W, with Doppler)	1	B
28	手術灯 (移動型)	Operation light(Mobile)	2	B
29	吸引器	Suction pump	1	B
30	パルスオキシメータ	Pulse oximeter	2	B
31	分光光度計	Spectrophotometer	1	B
32	高圧蒸気滅菌装置	High pressure steam sterilizer	1	B
33	培養器	Incubator	1	B

12

32

雲南省 麻栗坡县人民医院 (115床)
(Ma Li Po hospital)

Item No	要 請 機 材 内 容	Description	Q'ty	Priority
1	X線診断装置 (500mA)透視型	Diagnostic X-ray unit with TV	1	B
2	X線フィルム自動現像装置	X-ray film auto developer	1	C
3	カラー超音波診断装置トプラー付き	Ultrasound system(Color)	1	C
4	歯科治療ユニット	Dental unit	2	B
5	携帯用歯科用ドリル	Dental drill (Portable)	1	B
6	半自動生化学分析装置	Semi-Automatic Chemistry analyzer	1	C
7	血液ガス分析装置	Blood gas analyzer	1	C
8	Na / K 分析装置	Analyzer (Na-K)	1	B
9	自動血球計数計	Blood cell counter	1	B
10	顕微鏡	Microscope	2	A
11	医用分光光度計	Spectrophotometer	1	A
12	細菌自動判定培養装置 (インキュベーター)	Automatic bio-Incubator	1	C
13	頭蓋内圧測定装置	Intracranial pressure recording	1	C
14	麻酔機	Anesthesia Apparatus	1	A
15	ファイバ-胃用内視鏡	Gastrointestinal fiberscope	1	B
16	大腸ファイバ-スコープ	Colonofiberscope	1	C
17	心電計1チャンネル	Electrocardiograph(1 channel)	1	A
18	中央患者監視装置	Central monitor	1	C
19	除細動装置 (ポータブル)	Defibrillator(portable)	1	A
20	脳波計	Electroencephalograph	1	B
21	救急車 (4輪駆動)	Ambulance(4WD)	1	B
22	巡回診療車	Mobil clinic	1	C
23	分娩監視装置	Fetal Actocardiographs	1	A
24	前立腺手術装置	Prostatic operation apparatus	1	C
25	肺機能検査装置	Auto Spirometer	1	B
26	鼻腔鏡	Nasal scope	1	C
27	鼻咽喉鏡	ENT Fiberscope	2	C
28	低温冷蔵庫	Deep Freezer	1	C
29	超音波破砕器	Ultrasound destruction system	1	C
30	教育用ビデオカメラ	Video camera for education	1	C
31	ファイバー気管支内視鏡	Bronchofiberscope	1	B
32	牽引装置	Electric traction	1	B
33	分光蛍光光度計	Spectro fluoro photometer	1	C
34	手術灯(移動型)	Operation light(Mobile)	1	B
35	手術台	Operation table	1	B
36	吸引器	suction pump	1	B
37	パルスオキシメータ	Pulse oximeter	1	B
38	培養器	Incubator	1	B
39	患者監視装置	Bedside monitor	1	B
40	超音波診断装置 (白/黒型) トプラー付き	Ultrasound system(B &W, with Doppler)	1	B
41	血液保存冷蔵庫	Blood bank refrigerator	1	B

4

3

雲南省 金平県人民病院 (128床)
(Jin Ping Hospital)

Item No	要 請 機 材 内 容	Description	Q'ty	Priority
1	X線診断装置 (500mA)透視型	Diagnostic X-ray unit with TV	1	B
2	超音波診断装置 (カラードップラー)	Ultrasound system(Color Doppler)	1	C
3	ファイバ-胃用内視鏡	Gastrointestinal fiberscope	1	A
4	半自動生化学分析装置	Semi-Automatic Chemistry analyzer	1	C
5	自動血球計数装置	Blood cell counter	1	C
6	人工呼吸器	Ventilator	1	A
7	除細動装置 (ポータブル)	Defibrillator(Portable)	2	A
8	中央患者監視装置	Central monitor	1	C
9	歯科治療ユニット	Dental unit	1	A
10	ファイバ-気管支内視鏡	Bronchofiberscope	1	B
11	頭蓋内圧測定装置	Intracranial pressure recording	1	C
12	救急車 (4輪駆動)	Ambulance(4WD)	1	A
13	巡回診療車	Mobile clinic	1	C
14	分娩監視装置	Fetal Actocardiographs	1	A
15	分光光度計	Spectrophotometer	1	A
16	自動旋光器	Photometer	1	C
17	大腸ファイバ-スコープ	Colonofiberscope	1	C
18	培養器	Incubator	1	A
19	前立腺手術装置	Prostatic operation apparatus	1	C
20	血液ガス分析装置	Blood gas analyzer	1	C
21	鼻腔鏡	Nasal scope	1	B
22	手術用顕微鏡	Operating Micro Scope	1	C
23	Na / K 分析装置	Analyzer (Na-K)	1	A
24	超音波破碎器	Ultrasound destruction system	1	C
25	肺機能検査装置	Auto Spirometer	1	B
26	手術灯(移動型)	Operation light(Mobile)	1	B
27	麻酔機	Anesthesia Apparatus	1	B
28	吸引器	Suction pump	1	B
29	パルスオキシメータ	Pulse oximeter	1	B
30	超音波診断装置 (白/黒型) トッパラー付き	Ultrasound system(B &W, with Doppler)	1	B
31	患者監視装置	Bedside monitor	2	B
32	顕微鏡	Microscope	2	B
33	PH メータ	PH Meter	1	B
34	手術台	Operation table	1	B
35	心電計 1チャンネル	Electrocardiograph(1 channel)	1	B

H

32

別添一2

【基本的優先原則・削除原則】

(優先原則)

- (1) 老朽化した機材の更新となる機材
- (2) 数量が明らかに不足している機材
- (3) 病院としての基本的な診療に不可欠な機材
- (4) 運営・維持管理が安易な機材
- (5) 裨益効果が多く見込まれる機材
- (6) 費用対効果が大きな機材
- (7) 対象病院の既存技術レベルで運用が可能な機材
- (8) 対象病院に維持管理要員（外部委託を含め）が確保されているか、確保できる見通しがある機材
- (9) 対象病院の社会的位置付け（レファラル体制、現地ニーズ）に合致する機材

(削除原則)

- (1) 高額な維持管理を要する機材
- (2) 裨益効果が限られた機材
- (3) 病院の独自予算にて現地市場での調達が可能である機材
- (4) より簡便な代替機材の存在する機材
- (5) 廃棄物等にて環境汚染が懸念される機材
- (6) 最低限必要な台数以上の機材（非効率、重複機材）
- (7) 現地ではスペアパーツ、消耗品の入手が困難な機材
- (8) 対象病院の既存技術レベルでは運用不可能な機材
- (9) 対象病院に維持管理要員（外部委託を含め）が確保出来ない機材
- (10) 対象病院の社会的位置付け（レファラル体制、現地ニーズ）に不的確な機材
- (11) 設置のために大幅なインフラ整備（水、電気、排水処理他）を必要とする機材
- (12) 現有の機材の効率的使用方法で対処出来る機材

上記に基づいて機材選定の協議・解析を行い、3段階の優先度を付ける。

A. 本計画実施上必須と考えられるもの。

B. 本計画実施上必要性は理解するが、同機材の需要面での妥当性、また技術的条件（操作・保全技術レベルの確保、要員トレーニングの可能性等）及び財務的条件（維持管理の可能性）が整えられるかどうかにより採用されるべきもの。

なお、現地調査終了後の日本における解析作業で、当優先度は更に3段階（B⁺, B, B⁻）に分けた優先度をつけるものとする。

C. 本計画実施上対象としないもの。

AL

張

日本の無償資金協力の仕組み

1. 無償資金協力の手順

無償資金協力は次の手順に従って行われる。

① 要請

日本国政府は、被援助国から提出された要請書を基に、無償資金協力としての妥当性を検討し、案件としての優先度が高いことが確認された場合に、事業団に対して調査の指示を行う。

② 調査

調査（基本設計調査）は事業団が実施する。事業団は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントに委託してとり行う。

③ 審査・承認

事業団が作成した基本設計調査報告書を基に、日本政府はその計画が無償資金協力として適当であるか審査した上、閣議に提出する。

④ 実施の決定

閣議によって承認された計画は第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、贈与が実行に移される。

⑤ 実施

贈与の実行に際して、事業団は入札・契約手続き、その他の事項に関し、被援助国政府に協力をを行う。

2. 調査の内容

1) 調査の位置付け

事業団が実施する調査（基本設計調査）は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものである。その目的はあくまでも日本政府が無償資金協力として承認するにあたっての基礎的資料の収集として位置付けられる。

なお、要請された内容が全てそのまま協力の対象となるのではなく、我が国の無償資金協力の制度・方針等を勘案し、基本構想が設定される。

また、無償資金協力として実施するに当たって、日本政府は被援助国側の自助努力を

ひ

22

求める立場から、被援助国にも必要な措置の実施を求めており、最終的には被援助国政府の代表する機関との確認を協議議事録により行う。

2) コンサルタントの選定

調査の実施に際して事業団は登録業者の中からプロポーザル方式によりコンサルタントを選定する。選定されたコンサルタントは事業団の指示に基づいて基本設計調査を行い、報告書を作成する。

なお、無償資金協力の実施が決定された後のコンサルタント契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、事業団は基本設計を行ったコンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3. 無償資金協力の実施

1) 無償資金協力とは

無償資金協力とは被援助国に返済義務を課さないで資金を贈与する援助で、被援助国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設・資機材及び役務、(技術あるいは輸送等)を調達するのに必要な資金を日本の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するものである。

2) 交換公文の署名

無償資金協力の実施に当たっては政府間の交換公文(E/N)の署名が必要である。E/Nでは当該計画に係る目的、贈与期限、実施条件、贈与限度額等が確認される。

3) 贈与期限

贈与期限は日本の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/Nの署名から業者との契約を経て、最終的な支払いを終了しなくてはならない。但し、やむを得ない事項により延長の必要が生じた場合には両国間の協議により一年間の延長が可能である。

4) 日本国民との契約

贈与資金は原則として日本国及び被援助国の生産物及び日本国民又は被援助国国民の役務を購入するために、適切に使用されなければならない。なお、両国政府が必要と認める場合には、第三国(日本国及び当該国以外)の生産物及び役務の購入にも使用することが可能である。但し、贈与を実施するに当たって必要とする元請け契約者(コンサルタント、施工業者、機材調達業者)は日本国民に限定される。ここでいう日本国民とは日本国の自然人又は日本国の自然人が支配する日本国の法人を意味する。

ハ

30

5) 「認証」の必要性

被援助国政府又は同政府が指定する当局は、上記生産物及び役務を購入するため、日本国民と円貨建ての契約を締結する。この契約は、日本政府による認証を必要とする。これは、贈与の財源が日本国民の税金であることによる。

6) 贈与の実施

日本政府は、認証された契約に基づいて被援助国政府側当局が負う債務の弁済に充てるための資金を、被援助国側によって指定される日本国内の外国為替銀行に開設される被援助国政府名義の勘定に日本円で払い込む事により、贈与を実施する。この払い込みは、被援助国政府側が発行する支払い授權書に基づいて、銀行が支払請求書を日本政府に提出した時に行われる。

7) 適正使用義務

被援助国は、贈与に基づいて購入される生産物を当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持管理し、使用しなければならない。また、そのために必要な予算、要員等の確保を行わなければならない。

8) 再輸出の禁止

贈与に基づいて購入される生産物は被援助国より再輸出されてはならない。

9) 銀行取り決め

(a) 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の外国為替銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府若しくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。

(b) 日本政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する「支払い授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出したときに行われる。

☆

70

別添一4

日本の無償資金協力実施に伴い中国側により行う措置

1. 実施期間中の仮設事務所、倉庫、保管場所を用意する。
2. 計画資機材に対する関税、内国税及びその他の財政課徴金の免除又は立替払い及び積卸港における通関に対する便宜を与えること。
3. 中国側は認証された契約に基づき供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜を与えること。
4. 援助に基づいて購入される機材は適切かつ有効に使用、維持されること。
5. 無償資金によって負担される経費以外のすべての経費を負担すること。
6. 銀行取り決めに基づく日本国の外国為替銀行の費用を負担すること。

天

張

中国国家級貧困県医療機材整備計画
基本設計概要説明調査にかかる協議議事録

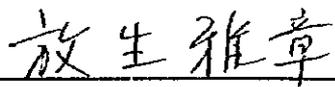
国際協力事業団（以下「事業団」という）は、1998年4月に実施された中国国家級貧困県医療機材整備計画（以下「計画」という）基本設計調査に基づき基本設計概要書を取りまとめた。

事業団はこれを中華人民共和国政府関係者（以下「中国側」という）、対象病院関係者に説明し、協議を行うため1998年7月13日から28日まで厚生省国立国際医療センター国際医療協力局 放生雅章を団長とする調査団を中国へ派遣した。

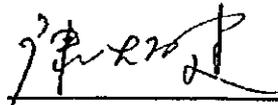
この協議の結果、別紙に記載された基本事項について日本・中国双方は確認した。

1998年7月27日
中華人民共和国 北京市

日本国国際協力事業団
基本設計概要説明調査団
団長


放生 雅章

中華人民共和国
對外貿易經濟合作部
國際經貿關係司
六処副処長


康 炳建

付属書

1. 報告書の内容

中国側は、調査団によって提出された基本設計概要報告書の内容について同意し、了承した。

2. 中国側の要請内容

中国側の要請内容について協議の結果、別添—1の機材表のとおり最終要請が確認された。

3. 日本の無償資金協力の仕組み

- (1) 中国側は調査団の説明する別添—2に示した日本の無償資金協力の仕組みを理解した。
- (2) 日本国政府による無償資金協力の実施にあたり、中国側は本計画を円滑に実施するため、別添—3に示された必要な措置を行う。

4. 最終報告書の送付

事業団は、本調査により確認された内容に基づき調査報告書をまとめ、1998年10月末頃に最終報告書を中国側へ送付する。

5. その他

(1) 中国側負担工事

実施スケジュールとあわせて先方負担事項につき着工前に行うべきこと。（放射線漏洩防護対策が不十分な施設について）

- ① X線室における開口部のX線防護工事を行うこと。
- ② 鉛シートあるいは鉄板等で処理されたドアを配備すること。
- ③ コントロール室用の防護壁を設置すること。
- ④ その他

本計画に必要な周辺基盤（電力、水供給・排水、その他の施設）について機材据付以前に整備・提供し、現在新機材の設置予定場所にある機材を撤去すること。

(2) 調達機材の維持管理費

本計画の実施により調達される機材を有効に活用するために必要とされる維持管理経費を中国側で毎年確保し、診断及び治療機能の向上に努めること。

(3) 調達機材の使用状況調査票の作成

本計画が日本国の無償資金協力によって実施された場合、中国側実施機関は別添—4に示された使用状況調査票を作成し、年一回日本側に提出する。

機材表

別添-1

四川省 広安県人民病院

No.	要 購 機 材 内 容	Description	Q'ty
G-1	X線診断装置(500mA) 透視型	Diagnostic X-ray unit with TV	1
G-2	Na/K分析装置	Analyzer (Na-K)	1
G-3	超音波診断装置 (B型)	Ultrasound system (B mode)	1
G-4	血液ガス分析装置	Blood gas analyzer	1
G-5	電気メス	Electric surgical unit	1
G-6	分娩監視装置	Fetal actocardiographs	1
G-7	輸液ポンプ	Infusion pump	4
G-8	シリンジポンプ	Syringe infusion pump	4
G-9	全自動血球計数計	Blood cell counter	1
G-10	救急車 (4輪駆動)	Ambulance (4WD)	1
G-11	歯科ユニット	Dental unit	1
G-12	麻酔器、人工呼吸器付	Anesthesia apparatus with ventilator	2
G-13	ファイバー気管支内視鏡	Bronchofiberscope	1
G-14	内視鏡、TV装置付	Gastrointestinal fiberoscope with TV	1
G-15	手術灯 (天井吊型)	Operation light (ceiling type)	2
G-16	手術台 (汎用型、整形外科手術用牽引装置付)	Operating table	2
G-17	人工呼吸器	Ventilator	2
G-18	患者監視装置	Bedside monitor	4
G-19	除細動装置 (ポータブル)	Difibrillator (portable)	2

W

張

四川省 儀隴縣人民病院

No.	要請機材内容	Description	Q'ty
Y-1	ファイバー気管支内視鏡	Bronchofiberscope	1
Y-2	救急車 (4輪駆動)	Ambulance (4WD)	1
Y-3	分娩監視装置	Fetal actocardiographs	2
Y-4	人工呼吸器	Ventilator	2
Y-5	手術台 (汎用型)	Operating table	2
Y-6	肺機能検査装置	Auto spirometer	1
Y-7	麻酔器、人工呼吸器付	Anesthesia apparatus with ventilator	1
Y-8	除細動装置 (ポータブル)	Defibrillator (portable)	2
Y-9	鼻腔鏡	Nasal scope	1
Y-10	歯科ユニット	Dental unit	1
Y-11	患者監視装置	Bedside monitor	3
Y-12	超音波診断装置 (白/黒型) ドップラー付き	Ultrasound system (B&W, with Doppler)	1
Y-13	手術灯 (移動型)	Operation light (mobile)	2
Y-14	吸引器	Suction pump	1
Y-15	パルスオキシメータ	Pulse oximeter	2
Y-16	分光光度計	Spectrophotometer	1
Y-17	高圧蒸気滅菌装置	High pressure steam sterilizer	1
Y-18	培養器	Incubator	1

H

張

雲南省 麻栗坡県人民病院

No.	要 購 機 材 内 容	Description	Q'ty
M-1	X線診断装置 (500mA) 透視型	Diagnostic X-ray unit with TV	1
M-2	歯科治療ユニット	Dental unit	1
M-3	携帯用歯科用ドリル	Dental drill (portable)	1
M-4	Na/K分析装置	Analyzer (Na-K)	1
M-5	顕微鏡	Microscope	2
M-6	医用分光光度計	Spectrophotometer	1
M-7	麻酔器	Anesthesia apparatus	1
M-8	ファイバー内視鏡 (胃用)	Gastrointestinal fiberscope	1
M-9	心電計 (1-ch)	Electrocardiograph (1 channel)	1
M-10	除細動装置 (ポータブル)	Defibrillator (portable)	1
M-11	救急車 (4輪駆動)	Ambulance (4WD)	1
M-12	分娩監視装置	Fetal actocardiographs	1
M-13	肺機能検査装置	Auto spirometer	1
M-14	ファイバー気管支内視鏡	Bronchofiberscope	1
M-15	牽引装置	Traction set	1
M-16	手術灯 (移動型)	Operation light (mobile)	1
M-17	手術台	Operating table	1
M-18	吸引器	Suction pump	1
M-19	パルスオキシメータ	Pulse oximeter	1
M-20	培養器	Incubator	1
M-21	患者監視装置	Bedside monitor	1
M-22	超音波診断装置 (白/黒型) ドップラー付き	Ultrasound system (B&W, with Doppler)	1
M-23	血液保存冷蔵庫	Blood bank refrigerator	1

71

張

雲南省 金平県人民病院

No.	要 請 機 材 内 容	Description	Q'ty
J-1	X線診断装置(500mA)透視型	Diagnostic X-ray unit with TV	1
J-2	胃ファイバー内視鏡	Gastrointestinal fiberscope	1
J-3	人工呼吸器	Ventilator	1
J-4	除細動装置(ポータブル)	Difibrillator (portable)	2
J-5	歯科治療ユニット	Dental unit	1
J-6	ファイバー気管支内視鏡	Bronchofiberscope	1
J-7	救急車(4輪駆動)	Ambulance (4WD)	1
J-8	分娩監視装置	Fetal actocardiographs	1
J-9	分光光度計	Spectrophotometer	1
J-10	培養器	Incubator	1
J-11	鼻腔鏡	Nasal scope	1
J-12	Na/K分析装置	Analyzer (Na-K)	1
J-13	肺機能検査装置	Auto spirometer	1
J-14	手術灯(移動型)	Operation light (mobile)	1
J-15	麻酔器	Anesthesia apparatus	1
J-16	吸引器	Suction pump	1
J-17	パルスオキシメータ	Pulse oximeter	1
J-18	超音波診断装置(白/黒型)ドップラー付き	Ultrasound system (B&W, with Doppler)	1
J-19	患者監視装置	Bedside monitor	2
J-20	顕微鏡	Microscope	2
J-21	PHメータ	PH Meter	1
J-22	手術台	Operating table	1
J-23	心電計(1-ch)	Electrocardiograph (1 channel)	1

71

張

日本の無償資金協力の仕組み

1. 無償資金協力の手順

無償資金協力は次の手順に従って行われる。

(1) 要請

日本国政府は、被援助国から提出された要請書を基に、無償資金協力としての妥当性を検討し、案件としての優先度が高いことが確認された場合に、事業団に対して調査の指示を行う。

(2) 調査

調査（基本設計調査）は事業団が実施する。事業団は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントに委託してとり行う。

(3) 審査・承認

事業団が作成した基本設計調査報告書を基に、日本政府はその計画が無償資金協力として適当であるか審査した上、閣議に提出する。

(4) 実施の決定

閣議によって承認された計画は両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、贈与が実行に移される。

(5) 実施

贈与の実行に際して、事業団は入札・契約手続き、その他の事項に関し、被援助国政府に協力を行う。

2. 調査の内容

(1) 調査の位置付け

事業団が実施する調査（基本設計調査）は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものである。その目的はあくまでも日本政府が無償資金協力として承認するにあたっての基礎的資料の収集として位置付けられる。

なお、要請された内容が全てそのまま協力の対象となるのではなく、我が国の無償資金協力の制度・方針等を勘案し、基本構想が設定される。

また、無償資金協力として実施するに当たって、日本政府は被援助国側の自助努力

RJ

JK

を求める立場から、被援助国にも必要な措置の実施を求めており、最終的には被援助国政府の代表する機関との確認を協議議事録により行う。

(2) コンサルタンの選定

調査の実施に際して事業団は登録業者の中からプロポーザル方式によりコンサルタントを選定する。選定されたコンサルタントは事業団の指示に基づいて基本設計調査を行い、報告書を作成する。

なお、無償資金協力の実施が決定された後のコンサルタント契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、事業団は基本設計を行ったコンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3. 無償資金協力の実施

(1) 無償資金協力とは

無償資金協力とは被援助国に返済義務を課さないで資金を贈与する援助で、被援助国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設・資機材及び役務、（技術あるいは輸送等）を調達するのに必要な資金を日本の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するものである。

(2) 交換公文の署名

無償資金協力の実施に当たっては政府間の交換公文（E/N）の署名が必要である。E/Nでは当該計画に係る目的、贈与期限、実施条件、贈与限度額等が確認される。

(3) 贈与期限

贈与期限は日本の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/Nの署名から業者との契約を経て、最終的な支払いを終了しなくてはならない。但し、やむを得ない事項により延長の必要が生じた場合には両国間の協議により一年間の延長が可能である。

(4) 日本国民との契約

贈与資金は原則として日本国及び被援助国の生産物及び日本国民又は被援助国国民の役務を購入するために、適切に使用されなければならない。なお、両国政府が必要と認める場合には、第三国（日本国及び当該国以外）の生産物及び役務の購入にも使用することが可能である。但し、贈与を実施するに当たって必要とする元請け契約者（コンサルタント、施工業者、機材調達業者）は日本国民に限定される。ここでいう日本国民とは日本国の自然人又は日本国の自然人が支配する日本国の法人を意味する。

(5) 「認証」の必要性

被援助国政府又は同政府が指定する当局は、上記生産物及び役務を購入するため、日本国民と円貨建ての契約を締結する。この契約は、日本政府による認証を必要とする。これは、贈与の財源が日本国民の税金であることによる。

(6) 被援助国に求められる措置

無償が実施されるに際して当該国は以下のような措置等が求められる。

- ① 機材案件については、必要な建物等が確保されていること。
- ② 原則として贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関に係る経費の負担等が速やかに実施されること。
- ③ 認証された契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他の財政課徴金を免除すること。
- ④ 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜を与えること。

(7) 適正使用義務

被援助国は、贈与に基づいて購入される生産物を当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持管理し、使用しなければならない。また、そのために必要な予算、要員等の確保を行わなければならない。

(8) 再輸出の禁止

贈与に基づいて購入される生産物は被援助国より再輸出されてはならない。

(9) 銀行取り決め

- ① 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の外国為替銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府若しくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。
- ② 日本政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する「支払い授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出したときに行われる。

27

28

日本の無償資金協力実施に伴う中国側によって行われる措置

1. 実施期間中の仮設事務所、倉庫、保管場所を用意する。
2. 計画資機材に対する関税、内国税及びその他の財政課徴金の免除又は立替払い及び積卸港における通関に対する便宜を与えること。
3. 中国側は認証された契約に基づき供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜を与えること。
4. 援助に基づいて購入される機材は適切かつ有効に使用、維持されること。
5. 無償資金によって負担される経費以外のすべての経費を負担すること。
6. 銀行取り決めに基づく日本国の外国為替銀行の費用を負担すること。

H1

張

プロジェクトの実施後の使用状況

プロジェクト実施後の使用状況と効果を評価するために、各実施機関は年1回下記の項目に対する使用状況調査票を作成し、日本側に提出する。

病院名	
院長名	
報告年	

1. 機材使用状況

・ X線診断装置 (500mA)

項目	19〇〇年
一般撮影回数	
透視撮影回数	
維持管理費実績	
修理回数	病院設備科： 代理店等：
機材状態	A. 良好 B. 多少問題あり C. 使用不可

・ 超音波診断装置 (白黒型) ドップラー付

項目	19〇〇年
検査回数	
維持管理費実績	
修理回数	病院設備科： 代理店等：
機材状態	A. 良好 B. 多少問題あり C. 使用不可

・ Na/K分析装置

項目	19〇〇年
検査回数	
維持管理費実績	
修理回数	病院設備科： 代理店等：
機材状態	A. 良好 B. 多少問題あり C. 使用不可

A

3P

・ 人工呼吸器

項目	19〇〇年
使用回数	
維持管理費実績	
修理回数	病院設備科： 代理店等：
機材状態	A. 良好 B. 多少問題あり C. 使用不可

・ 麻酔器

項目	19〇〇年
使用回数	
維持管理費実績	
修理回数	病院設備科： 代理店等：
機材状態	A. 良好 B. 多少問題あり C. 使用不可

・ ファイバー内視鏡

項目	19〇〇年
検査回数	
維持管理費実績	
修理回数	病院設備科： 代理店等：
機材状態	A. 良好 B. 多少問題あり C. 使用不可

・ ファイバー気管支内視鏡

項目	19〇〇年
検査回数	
維持管理費実績	
修理回数	病院設備科： 代理店等：
機材状態	A. 良好 B. 多少問題あり C. 使用不可

・ 歯科ユニット

項目	19〇〇年
診療患者数	
維持管理費実績	
修理回数	病院設備科： 代理店等：
機材状態	A. 良好 B. 多少問題あり C. 使用不可

71

30

・ 救急車

項目	19〇〇年
走行距離	
救急出動回数	
患者転院回数	
巡回医療回数	
維持管理費実績	
修理回数	病院設備科： 代理店等：
車両状態	A. 良好 B. 多少問題あり C. 使用不可

2. 診療活動状況

項目	19〇〇年	前年比較 (%)
外来患者数		
入院患者数		
手術件数		
分娩件数		

3. 病院運営状況

病院の収支

収入		19〇〇年 (元)
衛生局の補助金		
診療収入		
薬剤等収入		
寄付金		
その他		
合計		
支出		19〇〇年 (元)
人件費		
薬剤費		
消耗品費		
資機材購入費		
医療機材維持費		
水道・電力費		
一般管理費		
合計		

H

34

維持管理費の算出根拠

本計画が実施された場合の維持管理費の算出根拠を、表1~表4に示す。

表1 四川省 広安県人民病院の維持管理費増加分

(単位：円)

品番	機材	数量	年間使用頻度	予備部品	消耗品
G-1	X線診断装置 (500mA) 透視型	1	25,000 件	175,000	1,525,700
G-2	Na/K 分析装置	1	4,000 件	126,500	122,000
G-3	超音波診断装置 (B型)	1	10,000 件	68,800	200,000
G-4	血液ガス分析装置	1	1,000 件	84,400	309,000
G-5	電気メス	1	620 件	12,600	144,500
G-9	自動血球計数計	1	28,000 件	41,600	240,400
G-10	救急車 (4輪駆動)	1	20,000km	95,400	115,600
G-12	麻酔器	2	650 件/台	22,400	343,600
G-17	人工呼吸器	2	100 件/台	97,200	475,600
G-18	患者監視装置	4	140 件/台	139,400	388,400
計				863,300	3,861,800

表2 四川省 儀隴縣人民病院の維持管理費増加分

(単位:円)

品番	機材	数量	年間使用頻度	予備部品	消耗品
Y-2	救急車 (4輪駆動)	1	20,000km	95,400	115,600
Y-4	人工呼吸器	2	100件/台	97,200	475,600
Y-7	麻酔器	1	650件	11,200	171,800
Y-11	患者監視装置	3	140件/台	104,500	291,300
Y-12	超音波診断装置 (白/黒型) ドック	1	7,000件	68,800	140,000
計				377,100	1,194,300

表3 雲南省 麻栗坡県人民病院の維持管理費増加分

(単位：円)

品番	機材	数量	年間使用頻度	予備部品	消耗品
M-1	X線診断装置 (500mA) 透視型	1	10,000 件	140,000	610,300
M-4	Na/K 分析装置	1	1,900 件	63,300	64,000
M-7	麻酔器	1	260 件	11,200	96,700
M-9	心電計 1台+1枚	1	8,500 件	13,500	31,000
M-11	救急車 (4 輪駆動)	1	25,000km	95,400	144,500
M-21	患者監視装置	1	140 件	34,800	97,100
M-22	超音波診断装置 (白/黒型) ドック テ	1	5,000 件	68,800	100,000
計				427,000	1,143,600

表4 雲南省 金平県人民病院の維持管理費増加分

(単位：円)

品番	機材	数量	年間使用頻度	予備部品	消耗品
J-1	X線診断装置(500mA)透視型	1	14,000件	140,000	854,400
J-3	人工呼吸器	1	100件	48,600	237,800
J-7	救急車(4輪駆動)	1	25,000km	95,400	144,500
J-12	Na/K分析装置	1	1,500件	63,300	64,000
J-15	麻酔器	1	260件	11,200	96,700
J-18	超音波診断装置(白/黒型)ドック ラー	1	3,000件	68,800	60,000
J-19	患者監視装置	2	120件/台	69,700	194,200
J-23	心電計1台/社	1	9,000件	13,500	31,000
計				510,500	1,682,600

JICA